

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成27年度第3回総会議案書

日時 : 平成28年3月23日(水) 16:00～
場所 : 県庁西庁舎 12階講堂

目 次

議案第 1 号	平成 2 8 年度事業計画(案)について	1
議案第 2 号	平成 2 8 年度収支予算(案)について	3
議案第 3 号	平成 2 8 年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について	6
議案第 4 号	事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について	7
議案第 5 号	事務手続き等に関する付帯決議について	8

議案第1号 平成28年度事業計画(案)について

平成28年度事業計画(案)

1 基本方針

東日本大震災・原発事故から5年が経過し、生産農家をはじめ、多くの関係者が一体となって取り組んできた除染作業や吸収抑制対策の成果が現れ、水稻の作付再開の拡大や27年産米の全量全袋検査による基準値超過件数がゼロとなるなど、復興に向け着実に前進している。

米をめぐる情勢は、需給環境が大幅に緩み26年産米価が大幅に下落したが、27年産の生産調整の達成により需給環境は大幅に改善され、27年産米の販売価格は上昇している。

このことにより、28年産米では、27年産米で自主的取組参考値以上に深堀した都道府県において主食用米の生産意欲が強まることが想定され、需給環境は一転して過剰に転じることが懸念される。

このため、本推進会議は引き続き地域農業再生協議会等や国、県、市町村、JA等関係機関・団体との連携を密にし、飼料用米の生産拡大を中心とする「水田フル活用」の取り組み推進を継続し、需要に応じた主食用米の生産を目指す。

さらには、30年産米を目途とする生産調整の見直しを意識しながら、経営所得安定対策等の周知徹底と加入推進、水田農業における収入拡大・コスト削減の実践支援に取り組むとともに、担い手の育成・確保や農地集積・耕作放棄地の解消の促進等を通して、本県水田農業の振興と地域農業の復興再生の取り組みを積極的に進める。

2 重点推進事項

- (1) 経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進
- (2) 地域農業再生協議会の活動支援
- (3) 28年産米生産数量目標の地域間調整の取り組み推進
- (4) 需要に応じた米生産の推進と飼料用米等による水田フル活用の促進
- (5) 担い手育成・耕作放棄地の解消対策の促進
- (6) その他、地域農業の振興及び復興再生等の取り組みに必要なこと

3 事業計画

目 的	事 業 内 容	事 業 計 画
<p>本県の水田農業改革の促進、経営所得安定対策等の推進、飼料用米の生産拡大・戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進等の水田フル活用対策、地域農業の振興、及び農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資する。</p>	<p>経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動（リーフレット等）による制度の周知徹底 ・ 地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策等への加入促進活動に対する支援
	<p>地域農業再生協議会の活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業再生協議会が行う事業等の普及推進及び円滑な事務執行の支援
	<p>28年産米生産数量目標の地域間調整の取り組み推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米の作付が困難な地域と生産余力のある地域等の方針作成者等間調整の推進
	<p>需要に応じた米生産の推進と飼料用米等による水田フル活用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水田フル活用ビジョン及び地域農業再生協議会が策定する水田フル活用ビジョンの実践支援 ・ 飼料用米等の生産拡大と流通の円滑化の取り組み支援
	<p>担い手育成・耕作放棄地の解消対策の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手育成総合支援協議会及び耕作放棄地対策協議会と連携した、集落営農及び担い手経営体の育成・支援 ・ 農地集積及び耕作放棄地の解消の促進
	<p>その他、地域農業の振興及び復興再生等の取り組みに必要なこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県営農再開支援事業及び米の全量全袋検査の円滑な取り組みの支援（放射性物質吸収抑制対策の周知等）

議案第2号 平成28年度収支予算(案)について

平成28年度収支予算書総括表

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位：千円)

区 分		28年度予算額	27年度予算額	予算差異
会計区分	科目	①	②	① - ②
水田農業改革支援事業	収入額	724,200	968,571	▲244,371
(直接支払推進事業費)	支出額	724,200	968,571	▲244,371
補助金等会計	差引残高	0	0	0

I 水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計収支予算

1 収入の部

(単位：千円)

科 目		28年度	27年度	予算差異	備 考
大科目	中 科 目				
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	13,000	10,000	3,000	
	2 福島県営農再開支援事業補助金	6,700	6,900	▲200	
	3 稲作農業体質強化事業補助金	0	144,041	▲144,041	
2 委託金	1 飼料用米流通円滑化事業委託	1,500	1,500	0	
3 負担金	1 負担金	2,200	2,500	▲300	県 1,100 中央会 1,100
4 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	800	1,000	▲200	
	2 稲作農業体質強化事業費繰越金	0	2,630	▲2,630	
5 地域間調整料金	1 受入調整料金	700,000	800,000	▲100,000	
合 計(A)		724,200	968,571	▲244,371	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目		28年度	27年度	予算差異	備 考
大科目	中 科 目				
1 管理費	1 一般管理費	15,800	13,300	2,500	
	2 営農再開支援活動費	6,700	6,900	▲200	
	3 稲作農業体質強化事業補助金	0	146,671	▲146,671	
2 専門部会費	1 飼料用米部会活動費	1,600	1,600	0	
	2 稲WCS部会活動費	100	100	0	
3 地域間調整料金	1 支払調整料金	700,000	800,000	▲100,000	
合 計(B)		724,200	968,571	▲244,371	

3 差引残高(A-B)

0千円

(参考)

【攻めの農業実践緊急対策補助事業基金の増減見込み】

基金造成額	1, 273, 636 千円	
承認済みプラン助成額	953, 343 千円	
事務費	6, 191 千円	
既返還額	100, 000 千円	
27年度末残高	214, 102 千円	・28年5月に返還予定

【稲作農業の体質強化緊急対策事業補助金の増減見込み】

年度初残高	2, 630 千円	・26年度繰越額
27年度中増加額	144, 040 千円	・2回目交付決定額
27年度中減少額	135, 625 千円	
27年度末残高	11, 045 千円	・28年4月末に返還予定

議案第3号 平成28年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

(1) 福島県 220分の110

(2) 福島県農業協同組合中央会 220分の110

2 1で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

議案第4号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（事務経費の負担）

第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の用途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。

2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、5月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。

3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。

4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。

5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第32条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

（負担の割合）

第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が220分の110、中央会が220分の110とする。

（その他）

第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

平成 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
代表者 会長

福島県福島市杉妻町2-16
福島県
代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県農業協同組合中央会
代表者 会長

議案第5号 事務手続き等に係る付帯決議について

平成28年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

- 1 東北農政局長等の承認に係る申請に関する事。 (申請等の字句等の修正に関する事を含む。)
- 2 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関する事。